

那覇市立繁多川図書館の業務委託に係る公募型プロポーザル募

集要領

那覇市では、「那覇市立繁多川図書館」の業務を法人その他の団体（以下「法人等」という。）に委託しています。

現在の委託契約期間が令和 8 年度で終了することに伴い、令和 9 年度からの委託団体を新たに募集します。

なお、委託団体の選定は、プロポーザル方式で実施します。

1 業務概要

- (1) 件名 那覇市立繁多川図書館の業務委託について
- (2) 業務の目的 社会教育施設運営への市民参加の促進、市民サービスの充実・向上並びに経費の節減等を図る。
- (3) 施設の概要
 - ① 名称 那覇市立繁多川図書館
 - ② 所在地 那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号
 - ③ 建物の概要
 - ア 敷地面積 1, 632.00 m²
 - イ 延床面積 1, 891.16 m²（うち図書館 739.5 m²）
 - ウ 建築構造 鉄筋コンクリート造 4 階建
 - エ その他 エレベータ 1 基、雨水利用施設、屋上緑化広場
- (4) 開館時間等
 - ① 開館時間
 - ア 月曜日～木曜日 午前 9 時 30 分～午後 7 時
 - イ 土曜日・日曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時
 - ウ 12 月 28 日 午前 9 時 30 分～午後 5 時
 - ② 休館日
 - ア 金曜日（その日が、国民の祝日に関する法律第 2 条に定める日に当たる場合は、その前日も含む。）
 - イ 第 3 水曜日（館内整理日。ただし、8 月は夏休みのため臨時開館）
 - ウ 国民の祝日に関する法律第 2 条に定める日（文化の日は除く。）
※ただし、その日が金曜日に当たる場合は、その前日とする。
 - エ 慰霊の日（6 月 23 日）
 - オ 年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）
 - カ 特別整理期間：年間 15 日以内で館長が指定する日
 - キ 臨時休館日：特別な事情により、館長が休館を必要と認める日
- (5) 業務内容 「那覇市立繁多川図書館の業務委託仕様書」のとおり
- (6) 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで

2 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和 9 年度：32,690,780 円

令和 10 年度：33,428,000 円

令和 11 年度：34,077,000 円

合計：100,195,780 円

3 プロポーザル方式の形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 図書館法等を遵守し、その目的に沿った活動を展開することができる法人等であること。
- (2) 教育委員会が指定する有資格者及びその他の必要な条件等を確保することができる法人等であること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所を有する法人等であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (5) 政治又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てをしていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 契約締結までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に「6 参加表明書及び企画提案に関する書類の提出ー(1) 提出書類」に定める書類を提出しなければならない。なお、参加申し込み後、「4 参加資格要件」を満たさないことが発覚した者については、プレゼンテーション審査に参加することはできない。
- (2) 本市は、プレゼンテーション審査の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位以下となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (3) 上記(2)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (4) 契約締結までの日程については、「16 スケジュール」のとおりとする。

6 参加表明書及び企画提案に関する書類の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書 及び 企画提案に関する書類提出届（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 法人等に関する調書など（様式 3～7）
- ④ 定款または寄付行為
- ⑤ 法人にあっては、法人の登記事項にかかる証明書
- ⑥ 会員名簿または従業員名簿
- ⑦ 令和 8 年度の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑧ 令和 6・7 年度の事業実績報告書及び収支決算書
- ⑨ 過去 3 年間の図書館運営の受託実績（委託及び指定管理）
- ⑩ 納税証明書

※直近 3 か年の法人等の納める市町村税の納税証明書（法人格を有しない団体の場合は、代表者の市町村税の納税証明書）。設立 1 年未満の場合は、代表者の直近 3 か年の市町村税の納税証明書

(2) 提出期限・方法・部数

提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 15 分

提出場所：那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課

提出方法：持参または郵送 ※最終日必着

提出部数：9 部（正本 1 部、副本 8 部）※副本はコピー可 ※フラットファイルに綴じる

7 説明会

参加希望者が、本市の意向に沿って企画提案に関する書類の作成ができるよう、次のとおり説明会を開催する。

(1) 説明会の日時及び場所

日時：令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 2 時 00 分～

場所：那覇市繁多川公民館 研修室 1（那覇市繁多川 4-1-38）

説明会後、施設見学を行います。

(2) 留意事項

- ①説明会に参加を希望する法人等は、前日の正午までに本要領「18 問合せ先」へメール又は電話で連絡すること。
- ②公募に係る資料一式の配布はしないため、各自那覇市ホームページ上からのダウンロード等により準備すること。
- ③説明会に参加しなくても、参加表明書及び企画提案に関する書類の提出は可能。

8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案に関する書類の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 3 時 00 分まで

提出書類：質問書（様式 8）

提出方法：電子メール（e-mail：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp）

※電子メール送信後、那覇市教育委員会生涯学習課へ電話連絡すること。

回答方法：令和 8 年 10 月 16 日（金）までに、那覇市ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーション審査の実施

提案内容をより理解するため、企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり行う。

- (1) 日 時：令和 8 年 11 月 12 日（木）午後開始予定 ※詳細は後日通知予定
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1－1－1 那覇市役所本庁舎 10 階 1002AB 会議室
- (3) 参 加 者：総括責任者を含め最大 3 名までとし、本業務に従事する者が説明を行う。
- (4) 時 間：プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度
- (5) 説明方法：事前に提出した企画提案書等に沿って行うこととし、新たな提案は認めない。
- (6) 留意事項
 - ・プレゼンテーション審査の順番は、書類提出を受け付けた順とする。

10 審査項目及び審査基準

- (1) 審査は、生涯学習課事務局（以下「事務局」という。）及び委員会が行う。
- (2) 事務局は、参加表明書等の受付後、参加資格要件に関する確認を行う。
- (3) 委員会の各委員は、書類審査及びプレゼンテーション審査に当たり、以下の評価項目表により、審査及び評価を行う。

（評価項目表）

提案項目	評 価 項 目	評価点
業務の実行性 1) 事業者概要・運営実績 2) 運営体制・遂行能力、人員配置・人材育成	① 事業者の類似業務受託実績	5
	② 業務実施体制、バックアップ支援	10
	③ 図書司書の有資格者数	10
	④ 人材育成・研修計画	10
業務の提案	⑤ 図書館運営に対する姿勢	5

1) 管理運営の基本方針	⑥ 読書推進活動やイベント等の工夫、回数	10
2) 事業・イベントの企画	⑦ 効果的な広報	10
3) その他独自提案	⑧ 多様な主体との連携	15
	⑨ 利用者サービスの質の向上・利便性を高める工夫	15
価格 (見積額に関すること)	⑩ 見積額の低減化	10
	合 計	100

- (4) 各委員がつけた点数を応募者ごとに集計し、「11 優先交渉権者の選定」に沿って順位を決定するが、総合計点数の満点の6割の点数を最低基準とし、各委員の総合計点数が最低基準に満たない応募者は選外とする。

(例：委員が6人出席し、総合計点数の満点が600点の場合、6割の360点が最低基準となる)

11 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が応募者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第1位とした各委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした委員の当該応募者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者に選定する。
- (4) (3)において優先交渉権者が決定しなかった場合は、委員会の協議により優先交渉権者を選定する。
- (5) 応募者が3人以上ある場合は、次点者の順位について、(1)～(4)により決定した優先交渉権者を除き、(1)～(4)により次点者の順位を順次決定する。
- (6) (1)から(5)にかかわらず、各委員の評価点の合計点が募集要領に示す最低基準に満たない応募者は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、参加表明書及び企画提案に関する書類作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 見積額が委託料の上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、各委員に対して、本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

13 審査結果の通知・公表

優先交渉権者及び次点者の選定後、優先交渉権者名及び次点者名を本市ホームページにて公表する。また、優先交渉権者へは、契約締結に向けた協議の連絡を行う。

14 契約締結に向けての協議

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と契約締結に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との合意に至らない場合は、次点者と協議に入るものとする。

15 契約に関する基本事項

- (1) 協議の結果、契約内容について合意をした者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定に基づき、契約保証金を免除する。
- (3) 本件業務に係る支払いについては、契約の中で定めるものとする。

16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募期間	令和 8 年 10 月 1 日（木）～10 月 30 日（金）
説明会開催日	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午後 2 時
質問受付期間	令和 8 年 10 月 1 日（水） ～10 月 9 日（金） 午後 3 時
質問回答ホームページ掲載	令和 8 年 10 月 16 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金） 午後 5 時 15 分

プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 12 日（木）
審査結果の通知	令和 8 年 11 月 17（火）～18 日（水）
契約締結日（予定）	令和 9 年 2 月下旬
契約期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

17 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しないこと。
- (5) 委託団体選定に関する審査評価内容及び経過等については非公開とする。
- (6) 本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (7) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) 本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本件業務終了後も同様とする。
- (9) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

18 問合せ先

〒900－8553 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 本庁舎 10 階
 那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習グループ
 電話：098－917－3502
 E-mail：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp